

消費税軽減税率対応セミナー 『外食産業における軽減税率制度について』

2019年10月1日の消費税率の引き上げにともない軽減税率制度が実施されます。8%品目と10%品目の線引きが様々あり、現場での運用や本部の体制など準備が必要です。「外食は8%適用対象外になっているが、どんな場合に8%適用になるか？」など、様々な疑問に答えるために外食産業に特化した消費税軽減税率対応の特別セミナーを開催します。是非ともご参加ください。

日時

2019. 2月19日(火)14:00~16:00

※質疑応答時間等含む

【内容】

1. 軽減税率制度とは

2. 軽減税率の対象品目は何か？

→ケーススタディ、こんな場合はどうなる？ 例) ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売しているが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものである。この商品の販売は適用対象か？

3. 軽減税率制度で何が変わるのか？

→日々の業務で対応が必要になること

①取扱商品の適用税率の確認 ②税率区分に応じた経理処理 ③レジ・受発注システムの改修・入替

4. 軽減税率対策補助金について

5. 事前質問回答、質疑応答、個別質問

講師：大阪国税局消費税課 軽減税率制度係 担当者

会場

浪速区／ORA会議室 TEL:06-7668-5575

大阪市浪速区敷津東2丁目2番8号大阪木津地方卸売市場南棟2階
[交通] Osaka Metro 御堂筋線・四つ橋線「大国町」駅から徒歩4分

参加費

無料

申込方法

下記申込書にご記入の上、2月12日(火)までにORA事務局へFAX【06-7668-1075】にてお申込み下さい。【お問合わせ先】ORA事務局 TEL：06-7668-5575

総務広報部門会特別セミナー(2/19)申込書

ORA事務局行【FAX:06-7668-1075】

会社名				TEL		
	参加者氏名	役職		参加者氏名	役職	
1			2			

【軽減税率についての疑問・質問をご記入ください】
